

大阪市民間児童福祉施設等財産処分要綱

制定 平成 27 年 10 月 15 日

最近改正 令和 7 年 12 月 22 日

(目的)

第1条 この要綱は、市長が民間児童福祉施設等の整備等のため交付した補助金により取得又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）について、補助財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は取壊し等の処分（以下「財産処分」という。）を行うにあたり、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年 2 月 24 日大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）第 21 条に規定する補助財産の処分に係る承認手続等を定めることを目的とする。

(適用する補助金の範囲)

第2条 市長が交付する補助金のうち、この要綱の適用を受けるものは、次の各号に掲げる補助金とする。

- (1) 大阪市民間保育所等整備費補助金
- (2) 大阪市民間児童福祉施設整備費補助金
- (3) 大阪市民間児童福祉施設耐震改修費補助金
- (4) 大阪市民間児童福祉施設中規模施設整備費補助金
- (5) 大阪市認定こども園整備費補助金
- (6) 大阪市民間保育所等大規模改修費補助金
- (7) 大阪市認定こども園大規模改修費補助金
- (8) 大阪市保育送迎ステーション開設費補助金
- (9) 大阪市保育送迎バス事業補助金
- (10) 大阪市保育所等における感染症対策のための改修整備等事業費補助金
- (11) 大阪市認可化移行のための改修費及び移転費等補助金
- (12) 大阪市小規模保育事業所整備補助金
- (13) 大阪市病児保育施設開設準備経費補助金
- (14) 大阪市私立幼稚園等特別支援施設整備補助金
- (15) 大阪市一時預かり事業実施施設開設準備経費補助金
- (16) 大阪市児童養護施設等整備費等補助金
- (17) 大阪市地域子育て支援拠点事業実施施設開設準備経費補助金
- (18) 大阪市子育て短期支援事業専用居室整備補助金
- (19) 大阪市乳児等通園支援事業実施施設開設準備経費補助金
- (20) 大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金

(財産の処分の制限期間)

第3条 規則に規定する市長が定める期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第13号まで及び第15号から第20号までによる補助財産は、令和5年4月1日
こども家庭庁告示第9号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」
を基準とする。
- (2) 前条第14号による補助財産は、平成14年3月25日文部科学省告示第53号「補助事業者等が
補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等に
より取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」を基準とする。

(申請期限)

第4条 補助金の交付を受けた者（以下「申請者」という。）は、財産処分を行おうとするときは、財産処分を行おうとする日の2か月前までに様式第1号により市長に申請し、財産処分を行おうとする日までに承認を受けなければならない。

(申請に係る審査)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容や申請に至った経緯及び状況等について審査するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査のため必要があるときは、申請者に対して別途必要な資料を求め、及び実地調査をすることができる。
 - 3 市長は、必要に応じて申請者が財産処分を行おうとする日の1か月前までに、内閣総理大臣等の関係所管庁（以下「国等」という。）の規定に基づき財産処分の申請を行うものとする。

(財産処分の承認等)

- 第6条 市長は、前条に規定する審査により当該財産処分が適正であると認められるときは、財産処分を承認し、様式第2号により申請者に通知するものとする。ただし、前条第3項に規定する国等へ財産処分の申請を行った場合は、当該申請に係る承認があるまで財産処分を承認することができない。
- 2 市長は、前条に規定する審査により財産処分が適正でないと認められるときは、財産処分を承認しないこととし、様式第3号により申請者に理由を付して通知するものとする。

(申請手続きの特例)

- 第7条 令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管一般会計補助金等に係る財産処分について」に記載の「包括承認事項」に該当する場合は、様式第4号の提出をもって、市長の承認があったものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定する報告書は、処分を行う日の2か月前までに、提出しなければならない。

(財産処分の条件)

- 第8条 市長は、第6条第1項の承認を行うにあたり、必要に応じて納付金の納付等の条件（再処分に関するものを含む。）を付することができる。

(納付金の算定方法)

第9条 前条の規定により納付金の納付を条件とした場合における納付額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第11号まで、第13号及び第15号から第20号までによる補助財産は、令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管一般会計補助金等に係る財産処分について」に規定する算定方法を準用し、市長が算定した額
- (2) 第2条第12号による補助財産は、平成26年6月1日制定「大阪市小規模保育事業所整備補助金要綱」に規定する算定方法により市長が算定した額
- (3) 第2条第14号による補助財産は、平成20年6月16日20文科会第189号「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分について」に規定する算定方法を準用し、市長が算定した額

2 市長は、前項の規定によることが適当でないと認められるときは、事情等を総合的に勘案し別に納付額を算定することができる。

(担保に供する処分の特例)

第10条 次の各号に規定する担保に供する財産処分については、抵当権が実行される際に前条により算出した納付額を市長に納付することを条件に承認するものとする。

- (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
- (2) 補助事業者の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと市長が認めるものであり、かつ返済の見込みがあるもの

(完了報告)

第11条 申請者は、第6条第1項に規定する承認を受けて、財産処分を完了したときは、処分完了後2週間以内に様式第5号により市長に報告しなければならない。

(施行の細目)

第12条 この要綱の施行の細目については、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年10月15日より施行する。
- 2 この要綱の制定前に市長が交付した補助金に係る財産処分については、別に定めがある場合を除き、この要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和7年12月22日より施行する。

様式第1号

年　月　日

(提出先) 大阪市長

法 人 住 所
法 人 名 称
代 表 者 氏 名

大阪市〇〇補助金により取得した△△施設に係る財産処分申請書
(※〇〇や△△は適切な文言に差替えること。)

標記について、大阪市民間児童福祉施設等財産処分要綱第4条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①施設名		②施設住所			
③施設(設備)種別	④建物構造	⑤処分に係る建物延面積	⑥建物延面積の全体	⑦定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑧補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑨補助額全体	⑩総事業費	⑪補助年度	⑫処分期限期間	⑬経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑭処分の内容				⑮処分予定年月日	
⑯譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑰評価額	⑱評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料

- ・対象施設の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・経過期間の確認ができる資料
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「③施設（設備）種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：保育所）を記載すること。
- (2) 「④建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑭処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。
○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。
○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。
社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。
○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「⑯評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付けする場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、「2 処分の概要」に記入されている数字等が、全て提出書類から確認できるよう、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式第2号

大ニ青第
年 月 号
日

申請者名 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○

財産処分承認通知書

年月日付けで申請のあった財産処分に係る申請については、大阪市民間児童福祉施設等財産処分要綱第6条第1項に基づき、(次の条件を付して※条件を付した場合に記載)承認することとしたので通知します。

記

樣式第3号

大ニ青第 号
年 月 日

申請者名 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○

財産処分不承認通知書

年月日付けで申請のあった財産処分に係る申請については、大阪市民間児童福祉施設等財産処分要綱第6条第2項に基づき、次の理由により承認しないこととしたので通知します。

記

様式第4号

年　月　日

(提出先) 大阪市長

法 人 住 所
法 人 名 称
代 表 者 氏 名

大阪市〇〇補助金により取得した△△施設に係る財産処分報告書
(※〇〇や△△は適切な文言に差替えること。)

標記について、大阪市民間児童福祉施設等財産処分要綱第7条第1項に基づき、次のとおりの処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①施設名		②施設住所			
③施設(設備)種別	④建物構造	⑤処分に係る建物延面積	⑥建物延面積の全体	⑦定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑧補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑨補助額全体	⑩総事業費	⑪補助年度	⑫処分制限期間	⑬経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑭処分の内容				⑮処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料

- ・対象施設の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・経過期間の確認ができる資料
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「③施設（設備）種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：保育所）を記載すること。
- (2) 「④建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑭処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付けする場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、「2 処分の概要」に記入されている数字等が、全て提出書類から確認できるよう、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式第5号

年　月　日

(提出先) 大阪市長

法 人 住 所
法 人 名 称
代 表 者 氏 名

財産処分完了報告書

年　月　日付け大こ青第　　号で承認を受けました次の財産について、処分が完了しましたので、大阪市民間児童福祉施設等財産処分要綱第11条の規定により報告します。

記

1 施設名及び住所

(例) ○○保育園 ○○市○○1丁目1番1号

2 施設種別

(例) 保育所

3 完了年月日

年　月　日

4 財産処分の内容

(例) ①施　　設：保育所園舎
②面　　積：1,000 m² (全体) 2,500 m²
③処分方法：建替に伴う一部取壊し

5 添付資料

(例) 工事契約書、工事引渡書及び写真